

草津市産婦健康診査等に関する Q&A

1. 妊婦健康診査等費用請求書(県外受診者用)の申請について

問1)請求書の送付先はどこになりますか？

答1:〒520-0834 大津市御殿浜6番28号 公益財団法人滋賀県健康づくり財団 <妊婦健康診査等費用請求書在中>と記載して送付してください。電話番号:077-536-5210 です。

問2)申請に必要なものは何ですか？

答2:①妊婦健康診査等費用請求書、②請求する産婦健診で使用した受診券です。妊婦健康診査等実施報告書を医療機関が記載しなかった場合は、上記2点と産婦健診で支払った額がわかる③領収書(原本に限る)を郵送してください。※領収書は手元に戻りません。

問3)どのようにお金が振り込まれますか？

答3:県外の医療機関で産婦健診を受ける方には健診費用の償還払いを行っています。医療機関窓口で一旦全額お支払いをした後、公益財団法人滋賀県健康づくり財団へ申請することで、指定の口座に振り込まれます。

問4)請求額が振り込まれますか？

答4:審査機関で請求額を確認した後、確定した額から振込み手数料を差し引いた額が振り込まれます。

問5)実際に支払った費用が全額戻ってきますか？

答5:草津市が定めている産婦健康診査受診券の助成上限額までが請求金額となります。

例 1)実際に支払った額が 6,000 円であっても、5,000 円が請求額となります。

注) 県外受診者用記入例を参考にご確認ください。

問 6)提出期限が過ぎてしまった場合どうすればよいですか？

答6:草津市子育て相談センターへお問い合わせください。電話番号:077-561-2331/2339 です。

開庁時間:月曜日から金曜日 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分(土曜日、日曜日、祝日及び年末年始は休み)

2. 県内受診について

問1)産婦健康診査受診券の使い方について教えてください。

答1:妊娠届時に交付された母子健康手帳別冊の産婦健康診査受診券を持参して医療機関を受診してください。草津市の受診券を使用するには、草津市に住民票があることが必要です。

問2)県内で受診した際も各自で健康づくり財団への請求が必要ですか？

答2:県内で受診した場合は、健康づくり財団への請求は不要です。受診時に医療機関の窓口で請求額をお支払いください。

問3)支払い金額はどのようになりますか？

答3:県内の医療機関で受診した場合、請求額が草津市母子健康手帳別冊の補助額の上限を上回る時

は、補助額を差し引いた額がお支払い額になります。上限を下回る時は自己負担額はありません。

問4)先天性代謝異常の採血料免除申請の相談先はどちらですか？

答4:詳しくは草津保健所へお問い合わせください。電話番号:077-562-3526 です。

3. 転出・転入の時の受診券の使用について

問1)草津市から他市へ転出する場合どうすればよいですか？

答1:他市へ転出届を提出した前日まで、草津市民として受診券を使用できます。

例1)転出日を9月21日とした場合は、9月20日まで草津市民として産婦健診を受診された費用について、産婦健診費を助成します。それ以降に受診される分につきましては、転出先の市で未使用分の草津市産婦健康診査受診券を転出先の市の受診券に交換してからご利用ください。

注)市町村によって産婦健診の助成の有無や上限額が異なる場合がありますので、転出先の市町村でご確認ください。

問2)草津市へ他市から転入する場合に手続きが必要ですか？

答2:草津市に転入届を提出後、子育て相談センターで前市の未使用分の受診券を交換する必要があります。前市から産婦健康診査受診券の交付を受けていなくても、草津市に転入届を提出後、産婦健康診査の受診予定があれば、草津市産婦健康診査受診券を交付します。

4. 使用期間について

問1)出産予定日は令和5年4月10日でしたが、予定より早まって令和5年3月31日に出産しました。産婦健診の受診券は使えますか？

答1:令和5年4月1日以降に出産された産婦の方が対象になりますので、受診券は使用できません。

問2)産婦健診の受診券はいつ使用したらいいですか？

答2:産後2週間、産後1か月等、出産後間もない時期の産婦健診に使用してください。